

官学連携による地域連携交流協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三浦市（以下「甲」という。）と神奈川県立三浦臨海高等学校（以下「乙」という。）が、三浦市民と乙の生徒ならびに教職員との交流活動の発展と相互理解の促進等を通じた相互連携により、地域に貢献できる人材の育成及び地域振興に資するための事業を円滑に実施するための組織の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 前条に定める組織を「官学連携による地域連携交流協議会（以下「協議会」という。）」と称す。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に定める事業の企画立案を行い、事業実施に係る関係機関との調整を行うものとする。

- (1) 三浦市民と乙の生徒並びに教職員との交流
- (2) 三浦市立小中学校と乙との教育活動に関する研究協力並びに相互の交流及び連携
- (3) 乙が実施する各種教育活動、研修プログラム及び行事等への市民参加
- (4) 乙の学校経営に関する情報提供及び意見交換
- (5) 豪州ビクトリア州ウォーナンブル市との姉妹都市交流の振興に関する協力及び連携
- (6) 三浦市における産官学連携による地域振興に関する協働
- (7) 交流促進のための情報の提供及び交換
- (8) その他地域連携交流促進に有益な活動

(構成)

第4条 協議会は、それぞれ次の者をもって構成するものとする。

- (1) 甲の構成員
 - ア 政策経営部長
 - イ 市民協働部長
 - ウ 教育部長
- (2) 乙の構成員
 - ア 校長
 - イ 副校長
 - ウ 教頭

(役員)

第5条 協議会にそれぞれ次の各号に掲げる職務を行う役員を置き、それぞれ当該各号に定める者をもって充てるものとする。

- (1) 会長
協議会の会務を代表するものとし、乙の校長をもって充てるものとする。
- (2) 副会長
会長の職務を補佐するとともに会長不在の際は、会長を代理するものとし、甲の政策経営部長をもって充てるものとする。

(顧問)

第6条 協議会の構成員のほか、役員として顧問を置き、必要に応じて協議会の運営等に関する意見を問うことができるものとする。

2 顧問は、三浦市長及び三浦市教育長をもって充てるものとする。

(双方の事務処理)

第7条 協議会の事務処理のほか、甲、乙双方の事務処理は、それぞれ次の部署又は者をもって行うものとする。

- (1) 甲 政策経営部政策経営課
- (2) 乙 連携推進グループ

(協議会の開催)

第8条 協議会は、会長の招集により年1回以上開催し、次の各号に掲げる事項を審議、決定するものとする。

- (1) 要綱の改廃に関すること。
- (2) 役員を選任に関すること。
- (3) 年度別事業計画に関すること。
- (4) その他、協議会の運営に関し特に重要なこととして幹事会で認めたこと。

2 上記のほか、協議会の所掌事務を行うために必要な情報の提供及び交換を行うことを妨げない。

3 前2項を円滑に行うため、協議会構成員以外の者の出席を求めることができるものとする。

4 協議会の議長は、会長が務めるものとする。

(幹事会)

第9条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会はそれぞれ次のものをもって構成するものとする。

(1) 甲の構成員

- ア 政策経営部政策経営課長
- イ 市民協働部協働推進課長
- ウ 教育部生涯学習課長

(2) 乙の構成員

- ア 連携推進グループ総括教諭
- イ 教育支援グループ総括教諭
- ウ キャリア支援グループ総括教諭

3 幹事会に幹事長を置き、幹事会を総括するものとし、幹事会の構成員である乙の総括教諭のうち会長の推薦による1名をもって充てるものとする。

4 幹事会は、幹事長の招集により年1回以上開催するものとし、次に掲げる事項を審議、決定するものとする。

- (1) 協議会の議案の調整に関すること。
- (2) 事業実施にかかる関係機関との調整に関すること。
- (3) 所掌事務を行うために必要な経費の負担に関すること。
- (4) その他、協議会の運営に関し特に重要であると認めたもの。

5 上記のほか、協議会の所掌事務を行うために必要な情報の提供及び交換を行うことを妨げない。

6 前2項を円滑に行うため、幹事会構成員以外の者の出席を求めることができるものとする。

7 幹事会の議長は、幹事長が務めるものとする。

(事務経費)

第10条 協議会の所掌事務を行うために必要な経費は、幹事会で協議の上、甲、乙それぞれに負担するものとする。

(疑義の協議)

第11条 協議会の運営に関し疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、その都度定めるものとする。

附則

この要綱は、平成19年9月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年6月4日から施行する。